

N D B と死亡情報の連結について

厚生労働省 保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室

医療保険部会の主な意見

- 死亡情報との連結は、医療費適正化計画の作成に向けて必要であり、賛成。エビデンスに基づく政策形成にも寄与する。死亡情報の匿名化について丁寧に検討し、活用を進めることが大切。
- 科学的研究の観点から、個人が特定できない情報に関しては、掲載する方向性で検討できないか。例えば、死亡時間・分といった情報は、看取りの体制等の医療提供体制の在り方の検討とも関わるので、検討いただきたい。

- 令和4年9月8日医療保険部会の主な意見を踏まえ、死亡した「時分」の情報や生後1年未満で病死した場合の追加事項をNDBに掲載することとしてはどうか。
- その際、死亡情報と連結したNDBの匿名性が確保されるよう、引き続き、ガイドラインに基づき、利用者には研究内容から判断して必要最小限の範囲で利用される場合に限り提供すること、成果物の公表時には第三者による個人識別を回避する措置を講じていくこととしてはどうか。
- NDBと死亡情報との連結識別子については、厚生労働省において連結精度に係る調査研究を実施した上で、適切な方法によるものとしてはどうか。

<掲載する死亡情報の範囲> ※医療保険部会の意見を踏まえ下線部を追記。

○死亡届

- 届出年月
- 氏名（漢字）
- 生年月日時分
- 死亡年月日時分
- 性別
- 死亡した人の住所
- 死亡の場所の住所
- 事件簿番号 等

○死亡診断書

- 死亡したところの種別
- 死亡の原因
- 死亡の種類
- 外因死の追加事項
（傷害が発生したとき 等）
- 生後1年未満で病死した場合の追加事項 等

(参考) 匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン (抄)

第6 提供申出に対する審査

4 審査基準

(2) 利用の必要性等

下記の①から⑤までに即し、匿名レセプト情報等を利用する必要性等が、認められること。なお、専門委員会は審査の際に、申し出られた研究内容の緊急性を勘案し、早期に審査を行い、緊急に提供を行う必要がある等特段の配慮を行うことができる。

- ① 利用する匿名レセプト情報等の範囲及び匿名レセプト情報等から分析する事項が研究内容から判断して必要最小限であること。また、データの分析方法等が特定個人を識別する内容でないこと。
- ② 匿名レセプト情報等の性格に鑑みて、その利用に合理性があり、他の情報では研究目的が達成できないこと。
- ③～⑤ (略)

第12 利用者による研究成果等の公表

2 研究の成果の公表にあたっての留意点

研究の成果の公表にあたっては、個別の同意がある場合等を除き、原則として、利用者は公表される研究の成果によって特定の個人又は医療機関等が第三者に識別されないように、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。

(1) 最小集計単位の原則

- ① 原則として、公表される研究の成果物において患者等の数が10未満になる集計単位が含まれていないこと(ただし患者等の数が「0」の場合を除く。)。また、集計単位が市区町村(政令指定都市の場合の行政区を含む。以下同じ。)の場合には、以下のとおりとする。
 - i) 人口2,000人未満の市区町村では、患者等の数を表示しないこと。
 - ii) 人口2,000人以上25,000人未満の市区町村では、患者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。
 - iii) 人口25,000人以上の市区町村では、患者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。
- ② 原則として、公表される研究の成果物において医療機関等又は保険者の属性情報による集計数が、3未満となる集計単位が含まれていないこと(ただし患者等の数が「0」の場合を除く。)
- ③ 薬剤データの集計の場合
 - i) 当該情報に対応する患者数が10未満であることが明らかな場合、処方数等の集計単位は含まないこと。
 - ii) 当該情報に対応する患者数が不明な場合、内服・外用については1,000未満になる集計単位を含まないこと。また注射薬については、400未満になる集計単位を含まないこと。
- ④ リハビリテーションの集計の場合
 - i) 当該情報に対応する患者数が10未満であることが明らかな場合、リハビリテーションに関する集計単位は含まないこと。
 - ii) 当該情報に対応する患者数が不明な場合、100未満になる集計単位を含まないこと。

(2) 年齢区分

公表される研究の成果物において年齢区分が、原則として、5歳毎にグルーピングして集計されていること。なお、100歳以上については、同一のグループとすること。ただし、15歳未満については、産業・職業等の情報はなく個人の特定に利用できる情報は限定されるため、研究の目的に応じ、各歳別を可能とする。

(3) 地域区分

- ① 特定健診等情報にかかる受診者の住所地については、原則として公表される研究の成果物における最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏または市区町村とすること。
- ② 医療機関等または保険者の所在地の集計単位は、原則として公表される研究の成果物において最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏または市区町村とすること。
- ③ ①又は②において市区町村で集計した場合は、保険者の特定を避けるため、保険者種別でのクロス集計を公表することは認めない。ただし、保険者の同意を得ている場合等はこの限りではない。